

令和4年11月臨時会

文教警察企業常任委員会会議録

令和4年11月1日

場 所 第3委員会室

令和4年11月1日(火曜日)

午前10時28分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第5号)

○議案第2号 令和4年度宮崎県公営企業会計
(電気事業)補正予算(第2号)

○議案第3号 令和4年度宮崎県公営企業会計
(工業用水道事業)補正予算(第
1号)

○その他報告事項

- ・企業局における令和4年台風第14号の被害状
況について
- ・令和4年台風第14号における文教施設等の被
害状況について

出席委員(7人)

委員	長	河野哲也
副委員	長	佐藤雅洋
委員		徳重忠夫
委員		井本英雄
委員		日高陽一
委員		田口雄二
委員		関師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企業局

企業局長	井手義哉
副局長(総括)	斎藤孝二
副局長(技術)	森英彦
総務課長	齊藤郁宏

経営企画室長	小野一彦
工務管理課長	宮田晃尚
施設保全課長	松生晃
発電設備課長	日高誠
総合制御課長	丹山竜一郎

教育委員会

教育長	黒木淳一郎
副教育長	田村伸夫
教育次長 (教育振興担当)	東宏太郎
教育政策課長	中尾慶一郎
財務福利課長	加塩美昭
高校教育課長	高橋哲郎
義務教育課長	佐々木孝弘
特別支援教育課長	横山貢一
生涯学習課長	長尾岳彦
スポーツ振興課長	押川幸廣
競技力向上推進室長	岩切正義
文化財課長	長友由美子

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	上園祐也

○河野委員長 ただいまから、文教警察企業常
任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま
す。お手元に配付いたしました日程案のとおり
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いた
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 企業局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日御審議いただく事項につきまして、説明させていただきます。

お手元にあります文教警察企業常任委員会資料の目次を御覧ください。

本日は、提出議案2件及びその他報告事項1件の計3件につきまして御説明いたします。

まず、Iの令和4年11月県議会臨時会提出議案であります。

議案第2号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」につきましては、令和4年台風第14号による被害を受けた多目的ダムにつきまして、県土整備部が実施する復旧工事に係る企業局負担分の修繕費等の補正を行うものであります。

続いて、議案第3号「令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」につきましては、同じく台風第14号による被害を受けた工業用水道事業施設等の復旧工事を伴うことにより、修繕費等の補正を行うものであります。

次に、IIのその他報告事項でございますが、企業局における今回の台風被害の状況につきまして、補正予算に係る被害を含めた被害全体の状況を御説明させていただきます。詳細につきましては、担当課長よりそれぞれ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○河野委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、議案とその他報告事項は関連がありますので、質疑は全ての説明が終了した後にお願いいたします。

○齊藤総務課長 補正予算の概要について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

議案第2号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」であります。

1の補正の理由であります。

まず、(1)につきまして、令和4年台風第14号による多目的ダムの被害を受け、県土整備部において多目的ダム復旧工事に係る増額補正を行うこととしておりますことから、企業局においてその費用の一部を負担しております電気事業会計の修繕費の予算を969万7,000円増額するものであります。

次に、(2)につきまして、この修繕費の予算の増額に伴い、税務署への消費税等の納付額が当初の見込みより減少することから、消費税及び地方消費税の予算を88万2,000円減額するものであります。

2の補正額であります。

収益的収入及び支出におきまして、1の補正の理由で御説明しました2つの理由により、事業費Bの太枠の欄にありますとおり、補正予定額は881万5,000円となり、この結果、補正後の事業費合計は51億982万1,000円となります。

表の一番下の事業収益から事業費を引いた収支残は、マイナス1億7,373万3,000円となりますが、決算時において欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててきた剰余金で補填することとしております。

4ページをお開きください。

議案第3号「令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」であり

ます。

1の補正の理由であります。

まず、(1)につきまして、令和4年台風第14号による被害を受けた施設等の復旧工事を行うことに伴い、修繕費等の予算を1億4,274万7,000円増額するものであります。

次に、(2)につきまして、この修繕費等の予算の増額に伴い、税務署への消費税等の納付額が当初の見込みより減少することから、消費税及び地方消費税の予算を944万6,000円減額するものであります。

2の補正額であります。

収益的収入及び支出におきまして、1の補正の理由で御説明しました2つの理由により、事業費Bの太枠の欄にありますとおり、補正予定額は1億3,330万1,000円となり、この結果、補正後の事業費合計は5億5,325万9,000円となります。

表の一番下の事業収益から事業費を引いた収支残は、マイナス1億8,703万4,000円となりますが、決算時において欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててきた剰余金で補填することとしております。

補正予算に係る説明は以上です。

○宮田工務管理課長 それでは、引き続き令和4年台風第14号による企業局関係の被害とその対応状況等につきまして、御報告申し上げます。

資料の5ページを御覧ください。

1の被害等の概要であります。

まず、(1)の企業局施設の被害総額であります。電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3事業で、総額約4億5,500万円に上るものと見込んでおります。

次に、(2)の被害の内訳であります。

まず、①の電気事業であります。被害箇所

は25か所、被害総額は約2億9,200万円となっております。

主なものとしたしましては、表にありますとおり、渡川送電線では倒木によって断線や鉄塔部材が損傷し、祝子発電所では河川の増水により取水口や放水口に土砂が流入しております。

ダム関係では、表の下から2番目にあります古賀根橋ダムにおきまして、上流からの流木の進入を防ぐ網場が破損しております。

これらについては、既に復旧済みのものもあり、おおむね年度内には復旧できる見込みであります。

6ページをお開きください。

次に、②の工業用水道事業であります。

耳川の増水により、日向市にあります北部管理事務所の浄水場が全面冠水いたしました。被害額の合計は約1億5,500万円となっております。

表にありますとおり、導水ポンプや送水ポンプが冠水し、9月19日から受水企業への給水を制限いたしました。全力を挙げて応急復旧作業を行い、9月22日に給水制限を解除しております。

なお、取水口及び沈砂池に堆積した土砂についても、おおむね年度内には除去できる見込みであります。

最後に、③の地域振興事業関係であります。被害額は約800万円となっております。

一ツ瀬川の増水によって、一ツ瀬川県民ゴルフ場が全面冠水いたしました。10月1日からハーフで営業を再開し、10月16日には全面営業再開しております。

次に、(3)の令和4年台風第14号に伴う減収額であります。

減収額は、3事業合わせまして約1,780万円と

見込んでおります。

内訳は、電気事業が約1,380万円、工業用水道事業が約130万円、地域振興事業が約270万円となっております。

企業局といたしましては、被害施設の早急な復旧を図るとともに、今後とも施設の円滑な運用に努めてまいりたいと存じます。

7ページには、3事業の被害状況写真を載せております。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑はありませんか。

○日高委員 ゴルフ場の被害について、河川敷にあるので冠水するのは仕方がないと思いますが、対策はされていらっしゃるのでしょうか。

○小野経営企画室長 ゴルフ場でございますが、委員がおっしゃるように河川敷にありますので、冠水が想定されます。対策としましては、河川区域内になるため、構造物を造ったりすることはできませんので、台風が予想される場合には、コース場にある看板や仮設トイレとかを事前に避難させる対応を行っております。

○日高委員 水が上がってくるのは仕方がないのですが、土砂が入ってこないように上流に何かを造るとかというのも不可能なんですね。

○小野経営企画室長 河川法上なかなか難しいと聞いております。

○日高委員 承知しました。

○徳重委員 企業局は太陽光発電も行っていると思うのですが、太陽光発電設備には全く被害がなかったのでしょうか。

○小野経営企画室長 企業局では、太陽光発電設備を4か所設置しておりますが、今回はいず

れも被害はございませんでした。

○田口委員 被害報告のあった祝子発電所の件でお聞きしたいと思います。

県内には幾つもダムがあるのに、祝子発電所だけなぜ取水口と放水口に土砂が流入したのか、そして土砂が流入したことによってどういう状況になっているのかを教えてください。

○松生施設保全課長 取水口につきましては、祝子ダムにたまっている土砂が取水口に寄ってきまして、取水口にはスクリーンと呼ばれるごみを除去する装置があるんですけども、スクリーンがゴミで埋まってしまいました。

対応としましては、潜水土にお願いして、クレーンでつった袋の中に流木等のごみを入れてもらい除去しました。

また、放水口についてですが、上流から来る土砂で完全に放水口が埋まってしまいました。埋まった土砂につきましては、機械を入れて除去したところであります。

○田口委員 委員会資料5ページの祝子発電所の一つ下に、発電所関係その他12箇所とあり、その被害状況の欄に上水槽・取水口土砂流入と記載されておりますが、これらも祝子発電所と同じような原因と考えてよろしいですか。

○松生施設保全課長 発電所の被害は全て土砂等の流入によるものになっております。

○田口委員 幸い、その12か所は復旧が済んでいるようですけれども、祝子発電所は年度内復旧予定となっております。祝子発電所については、タービンまで土砂が入り込んだということでしょうか。

○松生施設保全課長 祝子発電所につきましては、年度内復旧予定と記載しておりますが、その後、業者の協力もありまして、現在は復旧し、運転を再開しているところであります。

委員がおっしゃるとおり、土砂は放水口から発電機に向かって若干入り込んでおりましたが、水車とかまでは土砂は入ってきていなかったもので、放水口側から少し土砂を取り除けばよかったということでもあります。

あと、発電所につきましては、祝子発電所の上流にある上祝子発電所については、まだ復旧できておりません。上祝子発電所についても土砂の流入によりまして取水口とかが埋まったりしており、現在その復旧に向けて鋭意作業をしているところであります。

○田口委員 そうすると、祝子には発電所が2つあるけれども、主体となる祝子発電所は既に復旧しているという理解でよろしいでしょうか。

○松生施設保全課長 委員のおっしゃるとおりです。10月22日に運転を再開したところであります。

○田口委員 技術的なことはよく分からないのですが、今後も大雨が降るたびに、土砂が流入することが想定されるのか、また、それに対して何か対策を考えられているのかをお聞きいたします。

○松生施設保全課長 今回のような大雨の場合には、やはり土砂は集まってしまいます。対策としましては、上流のほうから土砂を取り除くこともできますが、非常に費用もかかりますので、今のところはそれを実施する予定はありません。

○田口委員 発電所の中にいろんな土砂とかが入る、入らない部分もありましたけれども、土砂が入り込んだ場合には、その間は発電所は完全に止まっているということでしょうか。発電量はゼロということになるわけですか。

○松生施設保全課長 発電所によっては、予防停止といたしまして、相当な量の土砂が流入する

恐れがある場合に、入り口を閉めて発電しないということもありますが、運転できるうちは運転しているところであります。

○田口委員 うろ覚えですけれども、以前はダムの下の方に吹き出し口を造って、そこから土砂を流出させると聞いたことがあります。この祝子ダムとかでは、そういうことはできないのでしょうか。先ほど言った費用が大変かかるというのはそういうことだったのでしょか。

○森副局長(技術) 祝子ダムは、多目的ダムになりますので、河川管理者との共同施設ということになっております。祝子ダムには洪水調節、発電といった機能がございしますが、現状、どうしても低い部分には土砂がたまってしまう状況でございます。

河川管理者のほうで、洪水調節に影響がある部分については土砂の除去を進めているところでございますけれども、低い部分にある土砂の除去については、技術的にも費用的にもなかなか難しい状況がございます。今委員がおっしゃられましたように低い位置に穴が空いていて、洪水のときには、フラッシュさせてその穴から土砂を抜くという方法はありまして、実際にやっているダムもございます。祝子ダムについては、比較的低い位置にありますので、下にたまっている土砂を全て除去することは難しいところです。

今後、発電に影響があるような土砂のたまり方をしたら、その部分を撤去するという事になると思いますが、現状は土砂が流入して発電所の取水口と放水口を塞いだりとか、そういった弊害はございますが、発電そのものに影響があるような土砂のたまり方をしておりませんので、撤去する予定はございません。

○田口委員 分かりました。

○徳重委員 今回の多目的ダムの被害について、企業局の負担額が2億1,600万円ということですが、県土整備部の負担額と合わせると被害総額は幾らになるのか、また、県土整備部との負担割合は、どのように算定しているのかを教えてください。

○森副局長(技術) 被害総額については、今、施設保全課長が確認していますので、先に負担割合の御質問に回答いたします。

例えば、ダムには洪水調節と発電という2つの機能がございます。この2つのアロケーションを決めるときには、ダムを建設する段階で身替り建設費という費用と、妥当投資額という費用を算出します。

身替り建設費というのは、多目的ダムの発電機能を発揮するために、発電事業者が独自でダムを造ったら幾らかかるかという費用でございます。それから、妥当投資額というのは、耐用年数の間にそのダムから得られる収入で、例えば、耐用年数が80年のダムの場合には、その80年間で発電によって得られる収入になります。

発電事業者は、身替り建設費と妥当投資額を比較して低い方の金額で、また、河川管理者は、洪水を防ぐために必要なダム建設費用を試算し、その比率をもって発電事業者と河川管理者のアロケーションを決めているということでございます。

○松生施設保全課長 今回の多目的ダムの被害総額であります、合計で約6億円になります。

○徳重委員 耐用年数などをひっくり返して割合を決められているということですが、そしたら基本的には、被害額の何%というのも当初から決められていると理解していいのですか。

○森副局長(技術) アロケーションはそれぞれのダムで決まっており、それがそのまま災害

復旧の負担割合に準用されますので、当初から決まっているということでございます。

○徳重委員 当初から決められていることですが、それは何%ということとは分からないわけですか。その都度ではないと思いますが。

○松生施設保全課長 負担割合はダムによって違いますが、例えば、祝子ダムの場合は10.15%で、負担割合が大きいところだと、綾北ダム、綾南ダムが58.9%となっております。

○徳重委員 分かりました。

○佐藤副委員長 今回の質問と似ていますが、渡川送電線が倒木により断線した件で、委員会資料5ページに被害額は九電送配電の負担を除くとありますが、九電との負担割合というのも、やはり今みたいな計算方法で決まっているのか、それとも、その都度話し合いをするのかということが一つ。

それから、7ページに杉の木と思われるものが鉄塔に倒れかかっている写真がありますが、この場合はこの杉の持ち主との関係はどうなるのかが2つ目です。

3つ目、送電線が切れたりとか、もしくは企業局が持つ施設によって、第三者が例えば線に引っかかって何か損害を受けたというような事案はなかったのか、その3つをお尋ねします。

○松生施設保全課長 まず、1点目でございます。*九州電力との間の負担割合は69対31で、九州電力が31%となっております。

あと、写真に載っております杉の木ですけれども、こちらは国有林になっており、支払いは発生していません。

あと、第三者への被害につきましては、特にございませんでした。

○佐藤副委員長 国有林の杉が倒れかかったこ

※7ページに訂正発言あり

とによって損害を受けたとしても、損害を求めることはできないということですか。

○松生施設保全課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤副委員長 自然災害の場合はそういうもののなんですか。

○松生施設保全課長 自然災害の場合はそういうことになります。

○佐藤副委員長 例えば、企業局の持ち物が災害によって第三者に被害を与えても、第三者は損害を求めないということ、今回は第三者への被害はなかったということですが、もしあった場合はどうなるのか。

○齊藤総務課長 自然災害ですので、基本的には賠償ということにはなりません。例えば、大きな過失があるとか、そういったことが考えられるような場合については、賠償とかの可能性も出てくるということで考えております。

○佐藤副委員長 分かりました。

69対31という負担割合は、もともと決まっているということですか。

○松生施設保全課長 もともと決まっています。

先ほど九州電力と申し上げましたが、正しくは九州電力送配電株式会社で、負担割合は69対31ではなく61対39になります。訂正させていただきます。

○佐藤副委員長 分かりました。

○河野委員長 よろしいでしょうか。

以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時8分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、説明に入る前にお礼を申し上げます。

去る9月15日に開催されました第77回国民体育大会宮崎県選手団結団壮行式に際しましては、県議会から中野議長ほか当委員会より河野委員長に御臨席いただきました。

また、9月23日に開催されました宮崎県高等学校総合文化祭総合開会式に際しましては、中野議長、河野委員長をはじめ多くの議員の皆様に御臨席いただきました。

さらに、10月9日に開催されました定時制通信制生徒生活体験発表大会及び文化の集いに際しましては、当委員会より田口委員をはじめ県議会からも多くの皆様に御臨席いただきました。

県議会の皆様には、これらのほかにも教育委員会が主催します様々な行事等に御参加いただいております。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

文教警察企業常任委員会資料の2ページを御覧ください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

また、その他報告事項としまして、令和4年台風第14号における文教施設等の被害状況について御説明申し上げます。

それでは、予算議案について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

表に太線で囲んでありますところが3か所ご

ございます。その3か所の一番上を御覧ください。

今回、2億3,679万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、関係課長等が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

最後になりますが、本日は教育政策担当の教育次長が都合により欠席させていただいております。併せてよろしくお願い申し上げます。

○河野委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、議案とその他報告事項は関連がありますので、質疑は全ての説明が終了した後をお願いいたします。

○加塩財務福利課長 委員会資料の4ページをお開きください。

県立高等学校地区生徒寮光熱費高騰対策支援事業について、御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。原油価格・物価高騰への対応として、県立高等学校地区生徒寮に対し、光熱費増額分について補助を行うことで、保護者の負担増を防ぐものであります。

2の事業の概要であります。1の予算額は279万9,000円、2の財源は国の地方創生臨時交付金を活用いたします。

(3)の事業期間は、令和4年度であります。

(4)の事業内容であります。県立高等学校地区生徒寮の生活環境をこれまでどおり維持するために必要な光熱費増額分の補助を行います。

積算方法につきましては、隣のページのポンチ絵を御覧ください。

ページ中ほど、2の事業内容にありますように、令和3年度の10月以降の実績と今年度同時

期の光熱費を比較しまして、昨年度実績を上回る額について補助を行います。

4ページにお戻りください。

この補助によりまして、3の事業効果にありますとおり、保護者の負担軽減、寮における適切な生活環境の継続的な提供が図れるものと考えております。

6ページをお願いします。

文教施設災害復旧に係る補正について、御説明いたします。

市町村立を含む教育委員会所管施設等の全体の被害状況については、この後、教育政策課長が報告いたしますので、ここでは今回の補正に係る主な県有施設について説明させていただきます。

まず、1の事業の目的・背景であります。県立学校及びその他の教育委員会所管施設の土地・建物等の災害復旧を実施し、児童生徒の安全確保と財産の管理保全を図るものでございます。

2の事業概要であります。1の予算額は2億3,400万円で、2の財源内訳は記載のとおりでございます。

(3)の事業期間は、令和4年度であります。

(4)の事業内容であります。台風14号により災害が発生した施設修繕等に係る増額経費であります。

3の事業効果であります。早期に災害復旧に係る経費を確保することで、停滞した施設の機能を復旧し、安全・安心な教育環境を継続することができるものであります。

次の7ページを御覧ください。

補正に係る主な施設等について説明いたします。

一番上にありますとおり、県立学校48校にお

いて3億1,170万円、その他2つの施設で1,500万円、既定の災害復旧費と今回の補正分を合わせまして、総額3億2,670万円の補修費を想定しております。

次に、主な施設の状況でございます。

写真がございますが、1の五ヶ瀬中等教育学校の屋内運動場につきまして、約2億円を想定しておりまして、屋根全面の補修及び床板の張り替えを予定しております。

なお、屋内運動場が使用できない期間につきましては、五ヶ瀬町の御厚意によりまして、五ヶ瀬町総合公園内にあります体育館を使用料全額免除で使用し、部活動の一部は五ヶ瀬町立五ヶ瀬中学校の体育館を借用することとしております。

2のその他の県立学校につきましては、五ヶ瀬中等教育学校を除く県立学校47校につきまして、約1億1,170万円を想定しておりまして、写真にあります農業用ハウスの修繕などを予定しております。

また、3は新富町にある漕艇庫であります、約1,350万円を想定しております。浸水によるシャッターの修繕などを予定しているところでございます。

今回の補正に係る説明は以上でございます。

○中尾教育政策課長 資料の8ページを御覧ください。

令和4年台風第14号における文教施設等の被害状況について説明いたします。

なお、被害額等は10月26日現在で報告が上がっているものでありまして、現在調査中のものや、今後の精査により額の変更があるものもございます。

また、県教育委員会が所管している施設を対象としており、私立学校等は含まれませんので、

あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、1の学校施設でございます。

被災施設数は、県立学校で48校、公立小中学校で247校、学校関連施設で18施設となっております。また、県立学校の内訳としましては、高校36校、特別支援学校11校、中等教育学校1校となっております、特別支援学校2校を除き、全ての学校が何らかの被害を受けているという状況であります。

被害額は5億6,835万8,000円となっております、内訳は記載のとおりであります。このうち、主な被害状況としまして、3つの学校をお示ししております。

五ヶ瀬町にある県立五ヶ瀬中等教育学校につきましては、先ほど財務福利課長からも報告がありましたとおり、体育館の屋根破損等により被害額2億円となっております。また、宮崎市立赤江小学校では、体育館の外壁飛散や雨水侵入などにより被害額7,140万円、都城市立川東小学校では、校舎の床上浸水により被害額8,150万円となっております。

児童生徒への主な影響としましては、校舎の被害などにより小学校19校、次に中学校17校としておりますけれども、正しくは中学校は9校で、そのあとに義務教育学校2校の追加修正をお願いいたします。失礼いたしました。続いて、高校1校、特別支援学校1校で臨時休校となったところであります。

また、JR吉都線及び日南線の運休により、沿線の学校に通う生徒の通学に影響が出たところであります。なお、JR日南線では、南郷一志布志間の運行再開の見通しが来年の春頃となっております、JRでは代替バスを運行していただいておりますが、福島高校では、現在も保護者が送迎を行っている生徒がいるなど、その影

響が続いている状況であります。

9 ページを御覧ください。

2 のスポーツ施設につきましては、県体育館と新富町にあります県漕艇庫の2施設が被災しており、被害額は1,500万円であります。

被害状況としましては、県体育館では、非常階段外壁剥離、屋外人工登はん壁上部のテント破損などにより被害額は150万円、県漕艇庫では、屋根及び壁面スレート一部剥離、シャッター一部破損、艇一部破損により被害額は1,350万円となっております。

次に、3の文化財につきましては、被災件数が41件、被害額は2,656万2,000円となっており、国指定等文化財、県指定文化財の内訳は記載のとおりでございます。

主な被害状況としましては、都城島津家住宅御門が倒壊し被害額は1,500万円、宮崎市の妙円寺跡石塔群では、10基前後の石塔が倒れ、一部に損壊の被害が出ております。

最後に4の社会教育施設でございますが、被災施設が51施設、被害額は1,294万8,000円となっております。

主な被害状況としましては、諸塚村の七ツ山社会教育施設で雨漏り、グラウンドののり面崩壊、フェンス破損等の被害が発生しており、宮崎市立図書館では駐輪場の屋根破損や施設周辺樹木の倒木、館内ブラインドの破損により被害額は68万1,000円となっております。

県教育委員会としましては、引き続き被害の全容把握に努め、本議会をお願いしております災害復旧に係る補正を含め、各施設の復旧に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑はありませんか。

○徳重委員 都城市の川東小学校が床上浸水したということですが、今まで聞いたことがありません。何で今回はあのように小学校が浸水したのかなとびっくりしています。今まで浸水したことがあるのか、また、今回の浸水の状況はどうだったのかを教えてください。

○加塩財務福利課長 気象については詳しくありませんが、今回は短時間に大雨が降っております。先ほど赤江小学校等の被害報告もありましたが、赤江地区等は県内でも瞬間最大風速が一番大きかったようです。今回の台風につきましては、風と短時間の大雨が重なったということですので、床上浸水についても短時間に大雨が降って、川の水が逃げる場所がなくなっただけであふれ出たものと考えております。

○佐々木義務教育課長 加えまして、川東小学校の地区は土地が低いところでありまして、今、財務福利課長が言ったように、今回かなりの雨が降ったということで浸水したと考えております。今まで浸水したという話は聞いたことがありませんので、久しぶりに浸水したんじゃないかなと思っております。

浸水した1階には、1年生の学級と特別支援学級が入っていましたが、2階、3階に空き教室があったので、今はそちらの教室に移動して対応しているということをお聞きしたところでした。

○徳重委員 内水というんでしょうか、大淀川沿いに学校がありますから、どうしてもそういう状況がこれからも起こり得ると考えると、内水を吐かせるポンプのようなものが絶対必要だと思っています。もちろん行政もそこは考えていると思いますが、ポンプなどが設置される可能性はあるのでしょうか、教育委員会からそういう要請はされているのでしょうか。

今も内水を吐かせるポンプがあるかもしれませんが、それを大きくするとか、何か対策は考えていらっしゃるのかどうか、行政任せでしょうか。

○加塩財務福利課長 その件につきましては、県土整備部もしくは国土交通省の所管になると思いますので、教育委員会ではお答えができません。

○徳重委員 今までにないことだから。

○田口委員 県立高等学校地区生徒寮光熱費高騰支援事業に関してですが、今の生徒寮の1人当たりの寮費というのはお幾らぐらいなのでしょう。

○加塩財務福利課長 寮費は6寮とも3万1,500円であります。

○田口委員 その中に光熱費が入っているのではなく、光熱費は別途取っていたのでしょうか。

○加塩財務福利課長 3万1,500円の内訳は、運営費9,570円と給食費2万1,930円で、この運営費の中に光熱水費が入っているということでございます。

ですから、運営費を上げると保護者の負担が増えますので、この増額分に対して補助するということになります。

○田口委員 季節によっては冷房を使ったり暖房を使ったりと、いろんなことによって電気代が変動するかと思いますが、その運営費9,570円というのは、1年間を通しての金額ということでしょうか。

○加塩財務福利課長 先ほど申しました寮費3万1,500円は月額でございますので、運営費9,570円も月額でございます。

○田口委員 ということは、今まで電気代の変動があっても、許容範囲内だということで、寮費を上げたりしていなかったということによる

しいのでしょうか。

○加塩財務福利課長 そのとおりです。

○田口委員 そうすると、今回はかなり電気代が上がっておりますが、その増額分については、保護者に負担は求めずに県からお金が出るということでしょうか。

○加塩財務福利課長 県で予算計上しておりますので、県から寮の運営をお願いしている県奨学会に補助を行い、奨学会が各寮に配分するという形になります。

○田口委員 分かりました。

○函師委員 文教施設災害復旧に係る補正について、予算額が2億3,400万円なんですけれども、今回の台風14号における被害総額は5億6,000万円を超えているわけですよね。その内訳がそこに出てきているのですが、お聞きしたいのは、公立の小中学校の被害の復旧に関しては、これは市町村が負担すべきものというような理解でよろしいんですか。

○加塩財務福利課長 そのとおりでございます。

○函師委員 県立学校の被害額は2億5,000万円を超えているのですが、補正額が被害額を下回っているのは、どのように理解したらいいのでしょうか。

○加塩財務福利課長 現計予算の9,270万円も今回の復旧に充てるため、補正額が被害額を下回っているということでございます。

○函師委員 了解しました。県立学校の被害額とその下の教職員住宅等の被害額を足し算した額と、先ほど言った補正前の予算額と今回の補正額を足し算した額がイコールになるような感じでしょうか。

○加塩財務福利課長 大体そういうことになります。

補正予算で組んでいる分につきましては、あ

る程度多めに組んでおります。現在、県立学校が復旧に係る見積りを業者に依頼しておりますので、正確な金額がどんどん上がってきている状況です。恐らく必要となる経費は、予算額を下回ると思います。

○**図師委員** 確認ですが、県道なり農政関係も台風災害とかの場合には、現状復帰が基本で、後から国庫補助が交付されるものが多いのですが、今回の財源を見てみますと、県債が大半を占めています。これも取りあえず債務負担でやっておいて、後ほど国庫補助が交付されるものなのでしょうか。

○**加塩財務福利課長** 国の災害復旧費は、条件がかなり厳しくて、例えば雨ですと、最大24時間雨量が80ミリ以上でありますとか、風ですと、10分間の平均風速が15メートル以上でありますとか、いろんな条件がございます。例えば先ほど言いました五ヶ瀬中等教育学校の復旧費2億円については、補助の対象にならないということになります。

○**図師委員** 激甚災害の対象になったにもかかわらず、農政とか土木とかに比べると教育委員会の国庫補助のハードルは高いのですか。

○**加塩財務福利課長** ほかのところは分かりませんが、文教施設の災害復旧についてはそういう条件でございます。

あと、激甚災害の指定でございますけれども、あした、激甚災害指定の政令が交付される予定でございます。

激甚災害に指定されると何が変わるのかということなんです、まず国庫補助の補助率が約6割から約8割になりますので、2割ぐらいアップします。それから、公民館や図書館などの社会教育施設は通常、国の災害復旧の対象にはならないのですが、社会教育施設も復旧の対象に

なります。

○**図師委員** 国が決める内容なので、課長などに御質問してもなかなか難しいとは思いますが、分かりました。

○**徳重委員** 国登録文化財の都城島津家住宅御門が倒壊したということで、1,500万円の予算が組まれておりますが、これは国からも何か改修の補助が出るものか。それともう一つは、改修等をする昔の形は全くなくなるわけですから、国の指定登録が抹消されるのでしょうか。

○**長友文化財課長** 都城島津家住宅御門の件なんですけれども、文化庁と協議を行いまして、災害復旧の国庫補助の適用を受けることができますが、国登録文化財につきましては、設計管理費用の2分の1程度の補助ということになっております。

私も都城島津邸に行ってみました。都城市から、倒れた門の部材で使えるものはできるだけ利用して復旧するというお話を伺ったところですので、元の形にできるだけ近づける方法で復旧し、登録はそのままになると思います。

○**徳重委員** 今回壊れた部分は、できるだけ今の材料というんですか、素材をそのまま生かしながら復元するというような理解でいいんですね。

○**長友文化財課長** 文化庁の調査官等と協議しながらそのような形で進めていくところになると考えます。

○**徳重委員** 分かりました。

○**河野委員長** ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野委員長** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

○河野委員長 それでは、以上をもって本日の
委員会を閉会いたします。

午後3時13分再開

午後3時14分閉会

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に
賛否も含め御意見を願います。

暫時休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決いたします。

議案第1号、第2号及び第3号につきましては、
原案のとおり可決することに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、
議案第1号、第2号及び第3号につきましては、
原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望
等はありませんか。

暫時休憩します。

午後3時14分休憩

午後3時14分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副
委員長に御一任いただくことで御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 河 野 哲 也